

家計相談支援・生活福祉資金のあり方について

1. 家計相談支援事業について

家計相談支援事業について

事業の概要

- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

- …収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく
- …家計相談支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)
- …本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

期待される効果

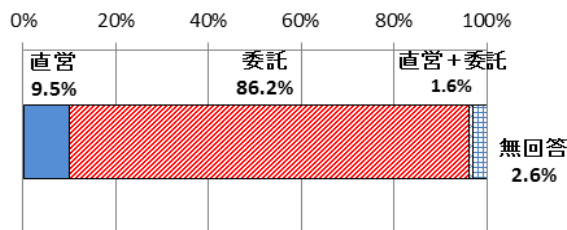
- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

2

家計相談支援事業の実施状況

- 平成28年度は304自治体において実施。
- 運営方法について、直営方式との併用を含めて87.8%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会(70.9%)が最も多く、次いでその他(17.3%)となっている。
- 家計相談支援員の配置状況は、実人数で596人となっている。

1. 運営方法 (n=205)

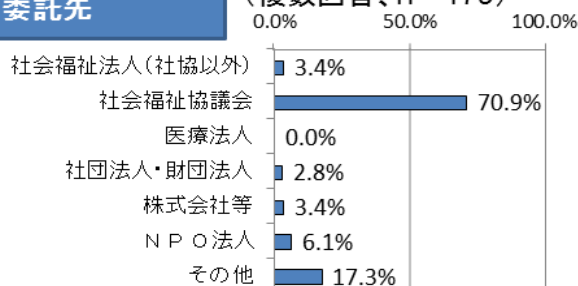


3. 自立相談支援事業の実施者との重なり

【参考】 自立相談支援事業の実施者との重なり

同一の実施者	72.9%
異なる実施者	27.1%

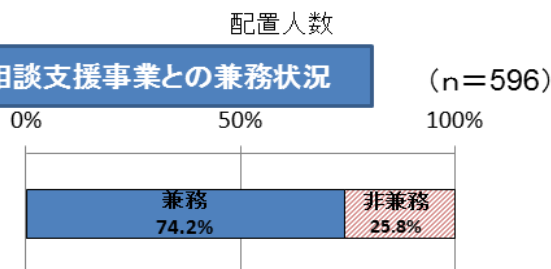
2. 委託先 (複数回答、n=179)



4. 家計相談支援員の配置状況 (n=304)

配置人数 合計596人

5. 自立相談支援事業との兼務状況 (n=596)

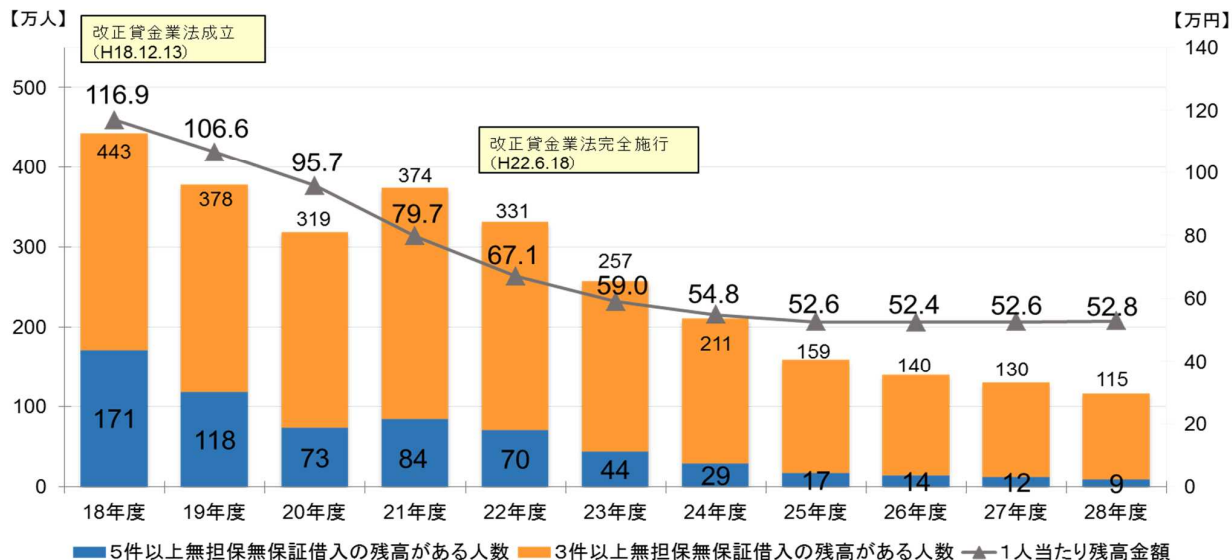


世帯の家計を取り巻く状況①(多重債務問題)

- 貸金業法の改正(※)や多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)による取組などにより、多重債務者状態にある者は減少しているものの、平成28年度においても5件以上の無担保保証貸入の残高がある人数が約9万人に上るなど、依然として多重債務状態にある者が存在する。
(※)貸付の総量規制の導入等を実施

無担保無保証借入の動向

無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移



(出典) (株)日本信用情報機構

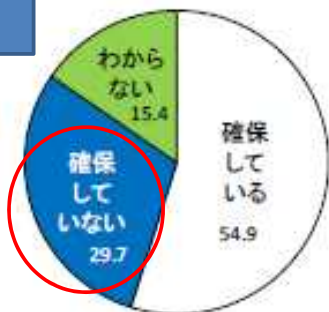
世帯の家計を取り巻く状況②(家計状況の認識)

- 1ヶ月の収入や支出を把握していない人が1~3割存在しているほか、緊急時に備えた生活費を確保していない人も約3割に上る。
- 「お金を借りすぎている」に「あてはまる」と回答した人は約1割である。

1. 家計の収入・支出の把握

	把握している	把握していない
1ヶ月の収入を	87.4%	12.6%
1ヶ月の支出を	72.1%	27.9%

2. 緊急時に備えた生活費の確保



3. 家計に関する行動特性

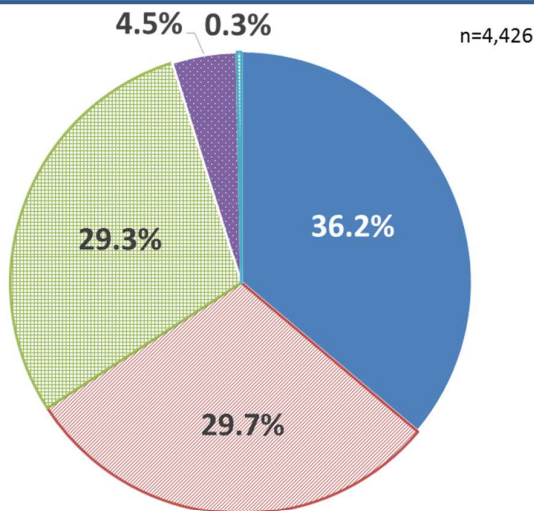
	1	2	3	4	5
	あてはまる	←	どちらともいえない	→	あてはまらない
何かを買う前に、それを買う余裕があるかどうか注意深く考える	33.8	36.7	22.0	5.3	2.3
請求書の期日に遅れずに支払いをする	63.5	21.0	11.3	2.7	1.5
自分のお金の運用や管理について、十分注意している	22.5	34.9	30.4	8.8	3.3
お金を借りすぎていると感じている	4.4	7.0	14.8	13.3	60.6

(出典) 1~3ともに金融リテラシー調査(金融広報中央委員会、事務局:日本銀行)。平成28年2~3月に全国の18~79歳の個人25,000人を対象に実施。

世帯の家計を取り巻く状況③（経済的困窮の状況）

○ 継続的支援対象者の約96%が、家計面に何らかの課題を抱えている。

平成28年5月新規相談受付分の継続的支援対象者の経済的困窮の状況



- 1 借金や債務があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
- 4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる
- 無回答

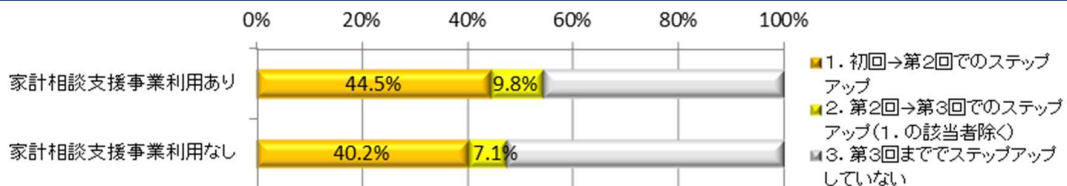
家計相談支援事業の効果①

○ 「新たな評価指標」の平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、家計相談支援事業の利用の有無別に、支援当初約6ヶ月（初回チェック時から第3回チェック時まで）でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。

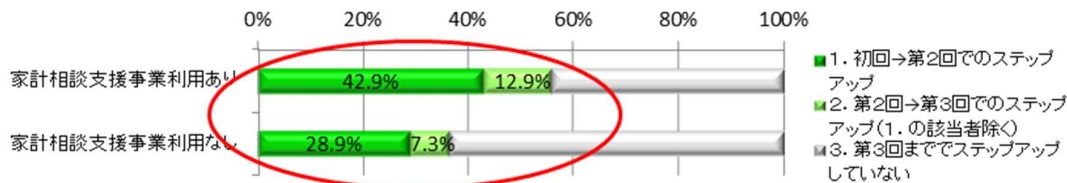
○ 「②経済的困窮の改善に関する状況」に関して、家計相談支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標（H28.5新規相談分）における初回から第3回の比較（家計相談支援事業利用の有無別）

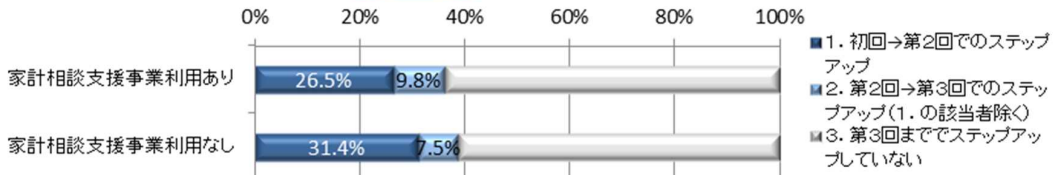
①意欲・関係性・参加に関する状況



②経済的困窮の改善に関する状況



③就労に関する状況

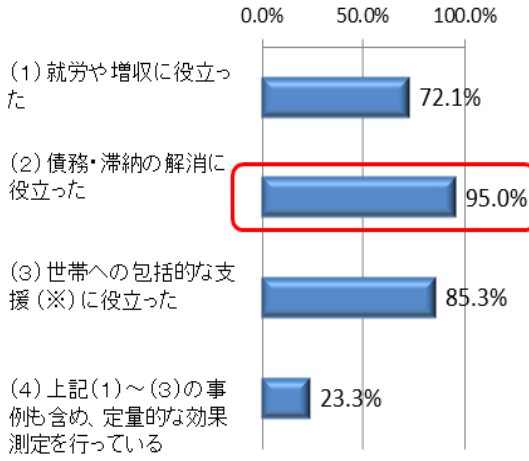


家計相談支援事業の効果②

- 事業利用による効果として、9割超の自治体が「債務・滞納の解消に役立った」ことを挙げている。
- 特に自治体が有する債権については、家計相談支援事業の利用による滞納の解消を金額ベースで把握することも可能であり、効果の「見える化」が期待できる。

1. 事業利用による効果

(n=258)



(※) 家計支援により本人以外の課題の発見や解決につながったもの。

(出典) 平成28年度自立相談支援事業等実績調査 (H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)

2. 効果の定量的な把握

千葉県千葉市 人口約97.4万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の支援決定件数 98件

- ・ 市県民税、所得税、国保料、介護保険料、固定資産税の滞納が19件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が394万円

平成28年4月～平成29年3月

福岡県久留米市 人口約30.6万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の支援決定件数 228件

- ・ 国民健康保険料の滞納が72件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により分納計画を立てた件数が41件
- ・ 平成28年度年度末での、納付済み額は281万円

平成28年4月～平成29年3月

熊本県阿蘇市 人口約2.7万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の支援決定件数 42件

- ・ 市県民税、国民健康保険税、保育料、公営住宅家賃等の滞納が10件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が270万円
- ・ 平成29年3月時点での、納税・納付済み額が49万円

平成28年4月～平成29年3月

8

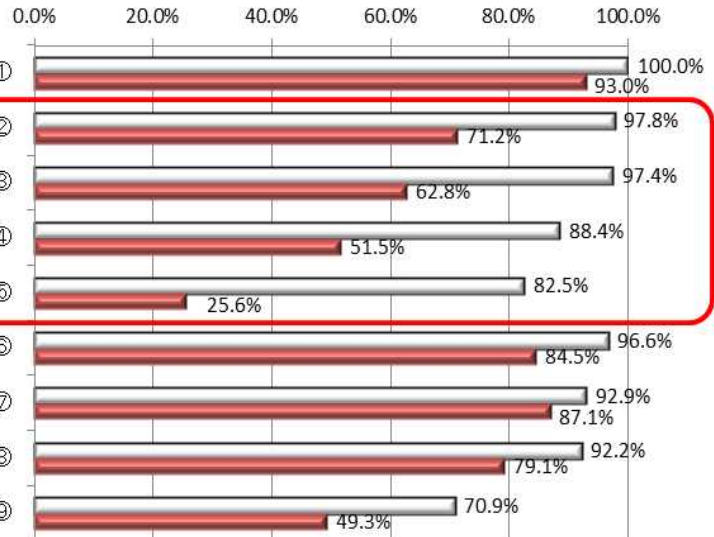
家計相談支援事業に関する状況①

- 家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援を比較すると、「レシート等による大まかな支出把握とアドバイス」、「ひと月単位の家計の把握とアドバイス」、「具体的な収入目標を設定しての就労支援」、「数年先までの将来の生活の見通しの作成」については、家計相談支援事業における実施率が高くなっており、家計相談支援事業の専門性が表れている。

家計相談支援事業と自立相談支援事業の支援内容

■ 家計相談支援事業 (n=268) ■ 自立相談支援事業 (家計相談支援事業未実施自治体) (n=489)

- ① 相談者から話を聞き、本人の家計の状況を把握し、必要なアドバイスをしている
- ② ①に加えて、相談者のレシートの内容を確認するなどして、大まかな支出の内容を把握し、必要なアドバイスをしている。
- ③ ②に加えて、家計表を作成し、ひと月単位の家計の現状を把握して必要なアドバイスをしている。
- ④ ③に加えて、家計表から具体的な目標収入を設定し、就職・転職の支援をしている。
- ⑤ ④に加えて、キャッシュフロー表を作成し、数年先までの家計予算の推移を把握し、将来の生活の見通しを立てている。
- ⑥ 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討している。
- ⑦ 各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援をしている。
- ⑧ 債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や法律関係者に同行支援をしている。
- ⑨ 資金貸付の円滑・迅速な審査のため、貸付あっせん書の作成や家計再生プランを貸付期間と共有する等している。



(出典) 平成28年度自立相談支援事業等実績調査 (H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。
家計相談支援事業、自立相談支援事業(家計相談支援事業未実施自治体におけるもの)について実施していると回答のあった支援内容を集計。

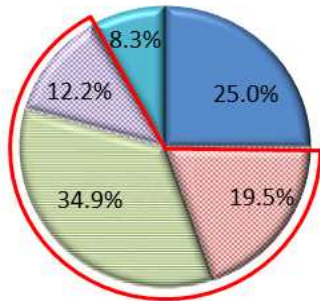
9

家計相談支援事業に関する状況②

- 家計相談支援事業未実施自治体のうち約7割の自治体においては、利用ニーズがあるとしながらも事業化できない・しないとされている。
- こうした自治体でも相談者の家計相談支援のニーズは存在し、「非常に多い」「多い」とする自治体で約7割を占めるが、専門的な支援を要するケースも含め、自立相談支援事業で対応せざるをえない現状にある。

1. 家計相談支援事業を実施しない理由

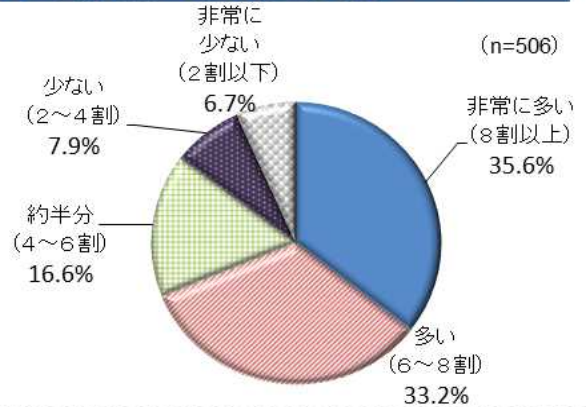
(n=539)



- 1 利用ニーズが不明
- 2 利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい
- 3 利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能
- 4 ニーズがあり事業化したいが予算面で困難
- 5 その他

2. 家計相談支援事業未実施自治体における相談者の家計相談支援のニーズ

(n=506)



【注】自立相談支援事業における相談者について、以下①～⑧のいずれかの状態像に該当する相談者の概ねの割合について尋ねたもの。
(※対象者割合の厳密な算出は不要としている。)

- ① 生活費が不足している相談者
- ② 生活費が不足しており、就職・転職を希望する相談者
- ③ 家計の収支バランスが悪い相談者
- ④ 家計の状態(1か月の収支や債務の残高等)を把握できていない相談者
- ⑤ 家計管理の必要性を認識していない相談者
- ⑥ 支出費目の優先順位付けができていない相談者
- ⑦ 債務整理や滞納に関する課題を抱えている相談者
- ⑧ 生活福祉資金等の貸付に関する相談者

(出典)いずれも平成28年度自立相談支援事業等実績調査
(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)

10

家計相談支援事業の活用事例① ～ 将来を見据えた家計管理～

【世帯の状況】 3人家族
相談者：Aさん(女性・28歳・派遣社員)・
長男(10歳)・次男(3歳)

2年前に夫と離婚。児童扶養手当(4ヶ月ごとに支給)や児童手当(児童扶養手当とは2ヶ月ずれて4ヶ月ごとに支給)の支給月に支出が多くなる傾向があり、翌月の生活費が不足してしまい、親族から援助を受けている。援助を受けることなく、経済的に自立したいとの相談。

【支援の流れ】

(注)本ページ以降の4事例は、平成28年8月～9月にかけて生活困窮者自立支援室がヒアリングした結果をまとめたもの。なお、個人が特定できないよう事例内容は加工しており、匿名性を担保している。

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。 →月によって収入の変動があるAさんは、相談時家計表を見て、毎月の平均収入額と使えるお金の幅を初めて認識。 	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家計の立て直しを目指す。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 月ごとの収入変動を織り込んだ支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)を作る。 その際、子どもの進学等のライフイベントを見据えて作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家計計画表、キャッシュフロー表を作成し、収入の変動を見越した支出を心掛ける。面談により状況確認をしていく。 さらに、子どもの進学の際の入学費や制服の購入費等、今後必要になる費用をまかなうための積み立てを助言。 	<ul style="list-style-type: none"> 家計計画表・キャッシュフロー表の考え方や変動のある収入の使い方が身に付き、貯蓄もできるようになったことから終結。

【家計相談支援事業による効果】

- 月ごとの収入変動があるケースでは、相談時家計表により、収入が多い月と少ない月の家計状況を明らかにすることが本人の「気づき」につながる。
- 子どもの進学費用等、今後数年の間に予想される出費への備えについては、まずはキャッシュフロー表によって数年先の収支を見える化し、立ち戻って現在の家計状況を考え、貯蓄していくことが有効。

11

家計相談支援事業の活用事例② ～ 就労支援との組み合わせ～

【世帯の状況】 3人家族
 相談者: Bさん(男性・30歳・約1年前からひきこもりがち)・母親(60代・パート勤務)・弟(25歳・障害者手帳2級)

Bさんは就労経験がほとんどない。母親の収入と弟の障害年金で家計を支えてきたが、数年前から母親の収入が減少。Bさんは今後の生活に不安を抱き、自立相談支援事業に相談。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<p>・家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。</p> <p>→Bさんは家計面の不安からフルタイム就労を希望していたが、就労で補うべき赤字は月額3万円であることが明らかになる。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援と並行して、就労までの間の家計の見直し。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家計計画表を作成し、就労までの間の支出の見直しを図る。 (自立相談支援事業のプランにおいて就労支援を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> (自立相談支援機関において、家計の赤字分3万円を補うための週3日程度の就労先を探す支援を実施。) 就労までの間、家計計画表に基づく支出の見直しを支援。 就労決定後の定着支援と並行し、収入増の後の家計管理についても支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労先が決定し、定着期間中の家計管理も安定的だったため、終結。

【家計相談支援事業による効果】

■ 生活困窮からの自立のために就労支援を行う場合、家計相談支援事業を併用することにより、

- ① 本人の希望する追加収入額が本当に必要であるかについての見極め、
 - ② (特に深刻な生活困窮状況のケースでは)就労が決定するまでの間の家計面の支援、
 - ③ 就労により収入が増加した後の家計管理を支援し、自立につなげる、
- 等が可能となる。 12

家計相談支援事業の活用事例③ ～ 債務返済の伴走支援～

【世帯の状況】 ひとり暮らし
 相談者: Cさん(男性・50歳・派遣社員)
 ※ 両親とは死別しており頼れる親族はいない。

Cさんは派遣社員として働いてきたが、給料が減ったため、不足分を消費者金融から借金して生活費に充てていた。債務総額は3社で100万円以上。住民税も滞納。債務・滞納を解消したいとの相談。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<p>・家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。</p> <p>→Cさんは「趣味への浪費を抑えればかろうじて黒字だが債務返済等に回す余裕はない」という家計の状況を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務整理と共に、家計の立て直しを目指す。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務返済を含む支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士、住民税の担当者に家計計画表等を示し、月々返済可能な額について相談、合意。 返済を始めるが、孤独感から趣味への浪費がやめられず返済が滞る。 家計相談支援員が頻度高く面談し、本人の生活改善やモチベーション維持のため家計計画表等の修正をしつつ伴走支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務返済に向けた本人の意欲が向上し、概ね計画に沿った返済の目途がついたため終結。

【家計相談支援事業による効果】

- 債務・滞納については、分納計画ができれば自力で返済していける人もいるが、そうではない人もいる。後者については、家計相談支援事業の伴走支援により、状況に応じて計画を修正しつつ、本人のモチベーションを維持していくことが必要。
 - また、債務や滞納そのものが解消するだけでは、将来再び債務・滞納を抱えてしまう可能性もある。家計相談支援事業を通じて、日常的に家計管理ができる力を身に付けることが必要。
- 13

家計相談支援事業の活用事例④ ～世帯の包括支援の補完～

【世帯の状況】 4人家族
 相談者：Dさん(男性・30歳・契約社員)・父母
 (ともに68歳・無職)・弟(22歳・アルバイト)

Dさんが世帯の家計を支えてきたが、勤務先のシフト変更で給与が減少。携帯電話料金や水道料金等の支払いが滞りがちになっている。両親は年金生活、弟はアルバイトを転々としており収入不安定。転職して生活を安定させたいとの相談。

【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、相談時家計表を一緒に作成。 <p>→Dさんは、弟の収入が不安定であること、両親の年金に頼って生活していること等家計の状況を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 転職支援と並行して、家計の見直しを目指す。 <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種料金の中で、一時的に分納できるものがないか調整。 両親、弟にも家計の見直しの必要性を理解し、参加してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の分納が可能となったため、Dさんは転職活動に専念。 弟の安定就労に向けた支援のため、自立相談支援機関の支援員が定期的に自宅訪問。 	<ul style="list-style-type: none"> 転職し、各種料金の支払いが安定したため終結。 (弟の支援を開始)

【家計相談支援事業による効果】

- 家計は個人の課題ではなく世帯の課題であり、家計の収支状況の把握、支出改善すべき点の検討等において、世帯員の協力が欠かせない。その際、自世帯の家計面での課題を明らかにするものとして相談時家計表・家計計画表等を活用した「見える化」が有効。
- 自立相談支援事業が行う包括的な世帯支援を、家計面から補完する支援となっている。

生活保護受給者への家計面の支援

法律上の位置づけ

○ 収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを、生活保護受給者の責務として位置づけている(生活保護法第60条)。※平成25年生活保護法改正法により追加

【生活保護受給者への金銭管理等支援の実施状況】

- ケースワークにおける金銭管理等支援：
 - ・ 金銭を適切に管理できず日常生活に支障をきたしている生活保護受給者に対して、公共料金の支払支援や銀行口座開設の手続支援等を実施
 - ・ それ以外にも、ケースに応じて家計簿の作成やレシート提出などの指導を実施
 - ・ 就労や早期の保護脱却のために必要な経費については、自立更生計画を作成して、ケースワーカーの指導の下、保護費のやりくり等により預貯金をすることが可能となっている。
- 自立支援プログラムによる金銭管理支援：
 - ・ 平成27年度においては、100自治体が自立支援プログラムに金銭管理支援を位置づけ実施(プログラム参加者数 2,070人) ※保護課調べ。他支援の一環として金銭管理支援を実施しているものを含む。
 - ＜自立支援プログラムによる金銭管理支援の例として、事務連絡で示している支援の例＞
 - ・ 日常生活費の管理支援(生活保護費や年金等の管理支援、家賃及び公共料金等の支払代行並びに手続の支援等)
 - ・ 手続支援(銀行口座開設及び振込先変更等の手続支援)
 - ・ 生活安定支援(家計簿管理方法の提案及び実施の支援等)
- 社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を活用している自治体もある。

効果

安定的な家計が維持されることで、収入を基本的な生活需要に充てることができ、生活水準の維持につながる。

2. 生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度について①

1. 制度の目的等

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並び在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

- 低所得世帯:資金の貸付けにあわせて必要な支援をうけることにより自立自活できると認められる世帯であつて、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの(市町村民税非課税相当)
- 障害者世帯:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
- 高齢者世帯:65歳以上の高齢者の属する世帯

2. 生活福祉資金の種類

※下線部は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い見直した主な点。

概 要

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付により自立が見込まれ、

- **原則として自立相談支援事業等による支援と、実施主体・関係機関からの貸付後の継続的支援に同意、**
- 低所得世帯であつて収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難、
- 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営める・償還を見込める、
- 失業等給付、生活保護等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄えない、等の要件を満たす世帯に、①生活支援費、②住宅入居費、③一時生活再建費、として貸し付ける。

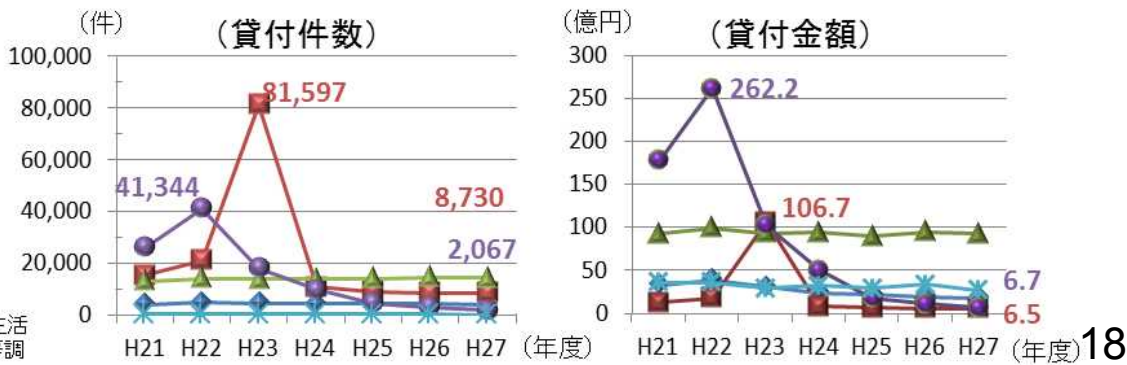
貸付金額は、都道府県社協が借入申込者における資金の用途や必要性、償還能力を勘案の上、真に必要な額について決定するものとし、二人以上世帯で月額20万円以内、単身世帯で15万円以内、**貸付期間は原則として3ヶ月(最長12月まで延長可)**。

生活福祉資金貸付制度について②

2. 生活福祉資金の種類(続き)

概要	
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の一部に対し、
	① 福祉費(日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用、資金目的に応じて貸付上限額を設定)、 ② 緊急小口資金(公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき等、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用、10万円以内)、 として貸し付ける。緊急小口資金については、 原則として自立相談支援事業等による支援と、実施主体・関係機関からの貸付後の継続的支援に同意することを要件。 市町村社協の受付から 送金まで概ね1週間以内 とし、分割貸付・並行してアセスメントを行うことにより必要最小限の額で対応。
この他、教育支援資金・不動産担保型生活資金 等	

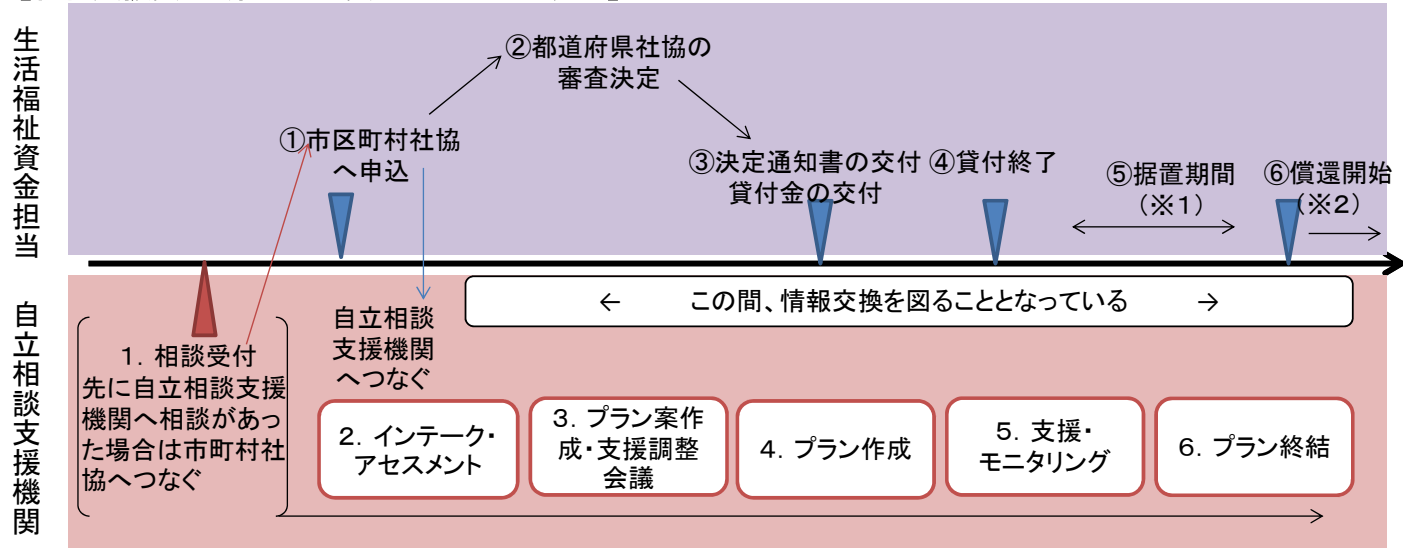
3. 利用実績



生活福祉資金貸付制度について③

- 生活福祉資金貸付制度は、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されている。
 - その観点から、特に総合支援資金、緊急小口資金については平成27年度から見直しを行い、現状では、以下のような流れで両制度が連携する枠組みとなっている。
- ※ 自立相談支援事業のプラン作成(2~4)と貸付の審査決定・貸付金の交付等(2~3)のタイミングや、プラン終結(6)と償還開始(6)のタイミングは、個別ケースにより様々。

【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】



※1: 総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。
 ※2: 総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

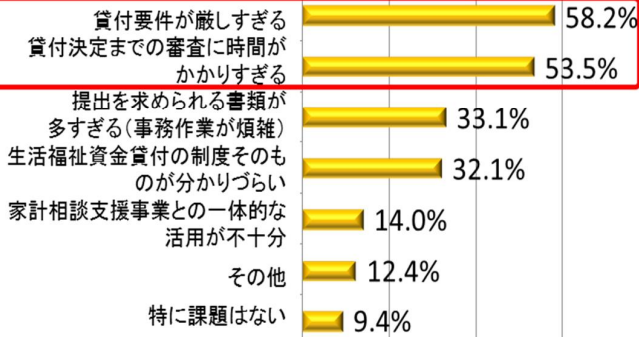
生活福祉資金貸付制度について聞かれる意見

- 生活福祉資金を巡っては、自立相談支援機関側から以下のような意見があり、使い勝手の悪さが指摘されている。
 - ・ 貸付要件(審査基準)が厳しく、生活困窮者の当座のニーズを満たせない。
 - ・ 貸付決定までに求められる書類が多い、時間がかかる。
- 社会福祉協議会側からは、自立相談支援機関の制度理解や償還時の役割分担等についての意見がある。

1. 自立相談支援機関側からの生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題

(n=299自立相談支援機関、複数回答)

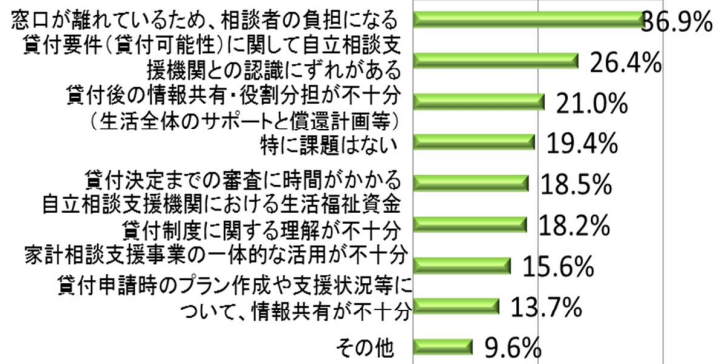
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0%



2. 社会福祉協議会側からの自立相談支援機関との連携における運用上の課題

(n=314社会福祉協議会、複数回答)

0.0% 20.0% 40.0%



(出典)以下、P20までのデータについては一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」による(人口10万人以上自治体の395自立相談支援機関、288社会福祉協議会に対し、平成28年8~9月にかけてアンケート調査を実施したもの。299自立相談支援機関、314社会福祉協議会(指定都市の区社協を含む)から回収。)

20

貸付までの期間について

- 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間は「1週間程度」と「1週間~2週間程度」で約4割ずつを占めている。生活困窮者自立支援制度施行によっても約7割で変化が見られない状況にある。
- 総合支援資金については、実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

1. 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%



2. 生活困窮者自立支援制度施行前と比較した変化

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0%



3. 総合支援資金の相談から貸付決定・送金までの期間

- 自立相談支援機関側からは実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」

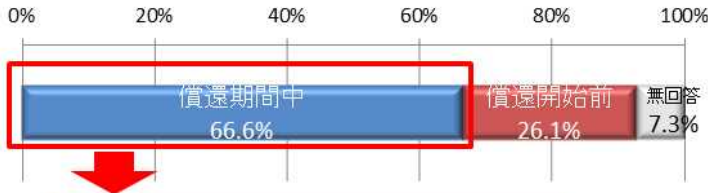
21

貸付決定後の状況

- 自立相談支援事業を利用した総合支援資金貸付で償還期間が到来しているものについて、償還計画どおりに償還しているものは約4割にとどまる。こうした償還状況について、約75%の生活福祉資金担当が自立相談支援機関に対して何らかの報告を行っている。
- 償還中の緊急小口資金については、償還が滞っているケースが約半数を占めている。

1. 総合支援資金の償還の状況

(n=479、平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用して総合支援資金(生活支援費)を貸し付けた件数。回答者は175社会福祉協議会)



2. 自立相談支援機関に対する、総合支援資金の償還状況の定期的な報告

(n=108社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があり、自立相談支援事業を担当者が兼務していない社協のみ、複数回答)



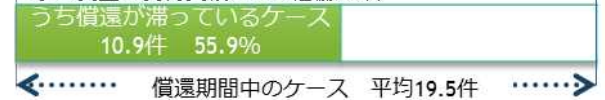
「償還期間中」のうち、現在の償還状況

(n=319)



3. 緊急小口資金の償還状況

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」

自立相談支援事業との連携状況①

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金と緊急小口資金については原則として自立相談支援事業のプラン作成とセットにすることとしており、総合支援資金については約9割、緊急小口資金については約4割が自立相談支援事業と併用されている。

1. 平成27年度の貸付決定件数のうち、自立相談支援事業を利用している割合

総合支援資金



緊急小口資金



2. 自立相談支援事業を利用していない理由 (緊急小口資金の場合)

【自治体の一例】

- 社協の貸付け相談員が
 - ①一時的な支援で自立につながる場合、
 - ②継続支援が必要な場合、
 の見立てを行い、②に該当すると思われる場合についてのみ、自立相談支援事業に繋いでいる。
- ①の例
「仕事は決まったが、初任給までの繋ぎが必要なケース」「毎月生活できている人で、当月のみ急な出費増があったケース」等
- ②の例
「緊急小口の貸付は必要と思われるものの、それだけでは課題解決に至らないと思われる人」、「就労は可能な様子であっても、定着が難しい人」、「継続的な支援が必要と思われる人」

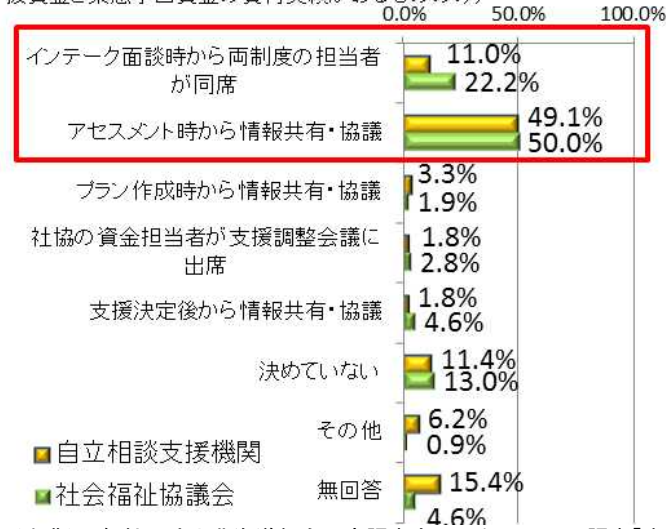
(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」

自立相談支援事業との連携状況②

- 総合支援資金における貸付段階での連携については、
 - ・ 自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれから見ても、約6～7割がインテーク・アセスメント段階から連携している。
 - ・ 一方、支援調整会議には「社会福祉協議会の資金担当者は基本的に参加しない」が約3割を占めている。
 - ・ 社会福祉協議会側では、自立相談支援機関側のアセスメント情報等を活用している実態が見られる。

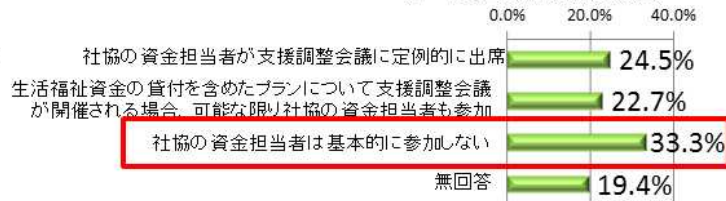
1. 連携開始の具体的なタイミング

(n=273自立相談支援機関、108社会福祉協議会。両制度を兼務していない主体のみ。さらに社協については、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があるもののみ)



2. 支援調整会議への生活福祉資金担当者の参加

(n=273自立相談支援機関)



3. 社会福祉協議会が貸付申請の妥当性を判断する情報

(n=108社会福祉協議会) (複数回答)



(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」

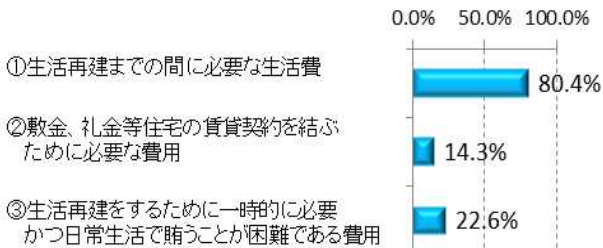
貸付利用の効果

- 生活福祉資金貸付制度により、一時的な資金貸付のニーズに適切に対応することで、その後の生活の立て直しにつながっている。

1. 総合支援資金 (n=474)

就労に至った者の貸付事由(複数回答)

※平成28年4月1日～平成29年3月31日に自立相談支援機関を通じて貸付を受け、就労に至った者474名のうち、貸付事由として該当したもの(複数回答)。



就労に至った者のうち、生活の立て直しができた割合

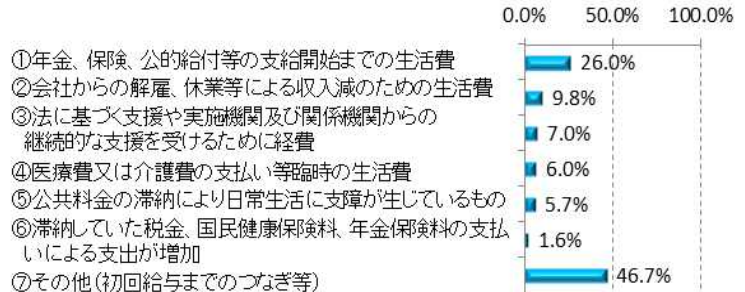
※上記474名のうち、その後の生活の立て直しができた者の割合を集計。



2. 緊急小口資金 (n=3,218)

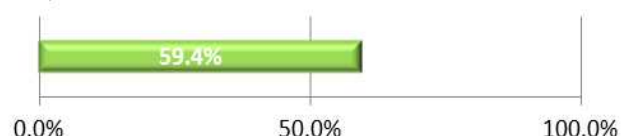
生計の維持ができた者の貸付事由(複数回答)

※平成28年4月1日～平成29年3月31日に自立相談支援機関を通じて貸付を受け、生活資金および生計の維持ができた者3,218名のうち、貸付事由として該当したもの(複数回答)。



生計の維持ができた者のうち、生活の立て直しができた割合

※上記3,218名のうち、その後の生活の立て直しができた者の割合を集計。



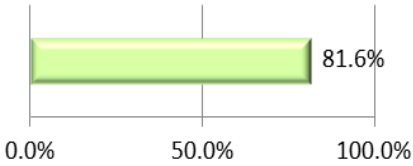
(出典)いずれも平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)

家計相談支援事業との連携状況

- 家計相談支援事業において貸付あっせん書を作成した者のうち、約8割が貸付決定に至っている。
- 貸付利用希望者に対しては、家計相談支援事業を実施する概ねすべての自治体において、貸付あっせん書の作成が行われている。また、約半数の自治体では貸付あっせん書の作成に加え、社協への同行支援、償還の目途が立つまでの支援、償還開始後の一定期間の伴走支援といった支援がすべて行われている。

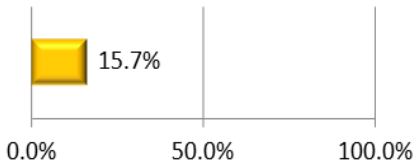
1. 家計相談支援事業で貸付あっせん書を作成した者のうち、貸付決定に至った割合

(n=506)



【参考】自立相談支援機関で貸付の相談受付をしたケースのうち、貸付決定に至った割合

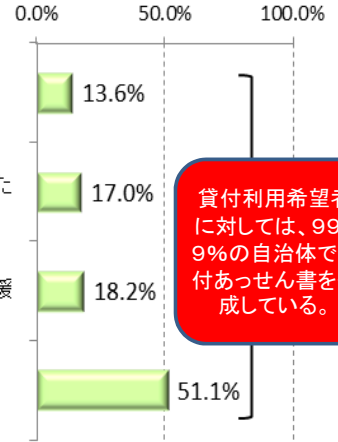
(n=8,376)



2. 貸付利用希望者に対する家計相談支援事業の支援の程度

(n=176)

1. 貸付あっせん書の作成のみ行っている。
2. 1に加え、社協への貸付申込みにあたり、同行支援を行っている。
3. 2に加え、償還の目途が立つまで支援を行っている。
4. 3に加え、償還開始後も、一定期間、伴走支援を行っている。



貸付利用希望者に対しては、99.9%の自治体で貸付あっせん書を作成している。

(出典) 平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)いずれも家計相談支援事業を行う機関(事業を委託している場合は委託先)が回答。1は支援内容として生活福祉資金の貸し付けあっせん書を作成した506名のうち貸付決定された者の割合。2は家計相談支援事業を実施する自治体のうち、回答があった176自治体について、貸付利用希望者に対する支援の程度を尋ねたもの。

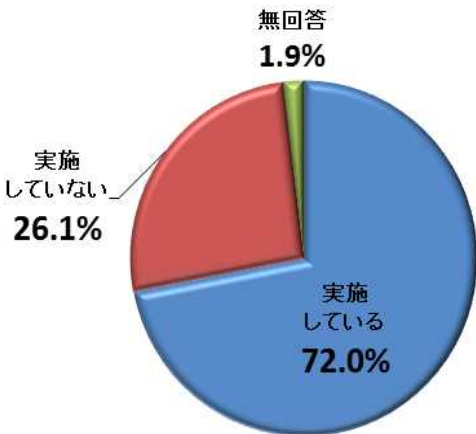
1の【参考】は、一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」(人口10万人以上自治体の395自立相談支援機関、288社会福祉協議会に対し、平成28年8~9月にかけてアンケート調査を実施したもの。299自立相談支援機関、314社会福祉協議会(指定都市の区社協を含む)から回収。)

自治体における当座の資金貸付の取組

- 生活福祉資金貸付事業以外の独自の生活困窮者支援に対する取組を実施する市区町村社会福祉協議会が約7割ある。
- 実施している取組としては「緊急時の食糧提供」が71.7%、「独自の資金貸付・給付」が65.9%となっている。

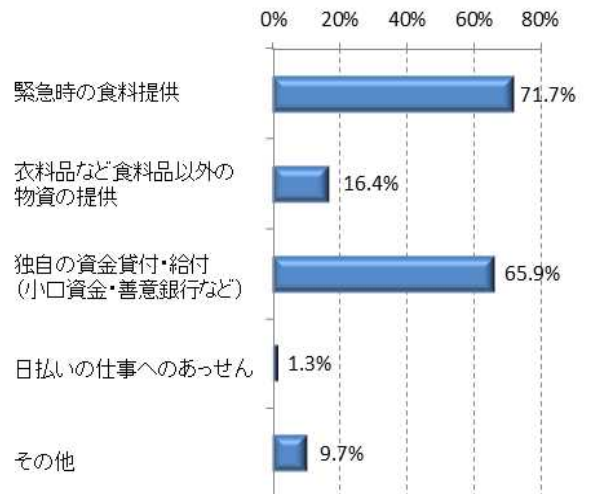
1. 独自の生活困窮者支援に対する取組実施の有無

(n=314)



2. 取組の概要(左記で実施している場合)

(複数回答) (n=226)



(出典) 一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」。1は福祉事務所を設置する人口10万人以上の自治体(調査対象数:288自治体)に対し市区町村社会福祉協議会におき独自の生活困窮者支援に対する取組実施の有無を尋ね、218自治体より314市区町村社会福祉協議会の取組について回答があったもの。2は1で「実施している」と回答のあった226市区町村社会福祉協議会について取組の概要を回答(複数回答可)したものを集計。

年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較

○ 年金担保貸付の受付窓口は約20,000店舗(受託金融機関)と生活福祉資金貸付の約2,000か所(市区町村社協)を大きく上回っている。年金担保貸付の利用件数や年間貸付額の規模は、生活福祉資金貸付の3~4倍。

	年金担保貸付制度	生活福祉資金貸付制度
法的根拠等	独立行政法人 福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働事務次官通知)
制度趣旨	厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う。	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立等を図り、安定した生活を送れるようにする。
実施主体	独立行政法人福祉医療機構	都道府県社会福祉協議会(市区町村社会福祉協議会)
受付窓口	受託金融機関(約20,000店舗)	市区町村社会福祉協議会(約1,800か所)
貸付対象者	国民年金及び厚生年金保険の受給者	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯
貸付限度額	次のうち最も低い額 年金額の0.8倍以内/各年金支払期の返済額の15倍以内/200万円(生活必需品は80万円)	福祉資金の場合 (1)福祉費:10万円~580万円以内(資金目的によって異なる) (2)緊急小口資金:10万円以内
償還方法	原則、定額返済額の15倍÷約2年6か月以内	福祉資金の場合 (1)福祉費20年以内(資金目的によって異なる) (2)緊急小口資金 12か月以内
償還期間	元利均等償還	原則、元利均等償還
貸付利率	1.9%	原則、無利子(保証人なしの場合1.5%)
利用件数	91,221件	29,782件
年間貸付額	494.5億円	152.3億円

28

年金担保貸付事業廃止に関する経緯

22年

4月 行政刷新会議事業仕分けの評決

・全社協の貸付制度、生活資金の融資などセーフティネットを十分用意した上で基本的には廃止する旨の評決

12月 独立行政法人の事務・事業の見直し方針(閣議決定)

・事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引き下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

23年

3月 「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」(厚労省)

・平成23年度においては、貸付限度額の引き下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底。
・平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案。

12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

25年

3月 「年金担保貸付事業廃止計画」(厚労省)

・年金を担保にした安易な借り入れを許容する本事業は廃止。
・その際、真に必要な資金需要については、社協が実施する低所得者世帯向けの生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置とされている。
・生活福祉資金貸付制度の予算規模や実施体制等からすると、現時点の年金担保貸付事業をそのまま代替することは困難。
・今後、年金担保貸付事業の段階的な縮減等を行い、これに伴いどの程度生活福祉資金貸付制度の利用者が増加するかを把握し、必要な措置を講じる必要。
・年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況を踏まえ、具体的な廃止時期を判断。

26年

12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

27年

4月 独立行政法人改革推進法の附帯決議

・独立行政法人福祉医療機構については、(中略)。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。

29

年金担保貸付事業の貸付状況(年次推移・用途別実績)

- 平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたる貸付限度額の引き下げ等により、貸付件数、貸付金額ともに縮減傾向にある。
- 平成28年度の用途別の実績をみると貸付件数、貸付金額ともに「生活必需物品の購入」がもっとも多く、件数は全体の36.1%、金額は29.3%を占めている。

1. 年金担保貸付事業の貸付実績の推移



2. 年金担保貸付事業用途別貸付実績(平成28年度)



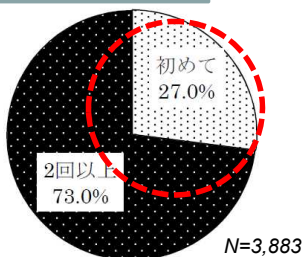
(出典) 厚生労働省年金局総務課調べ

30

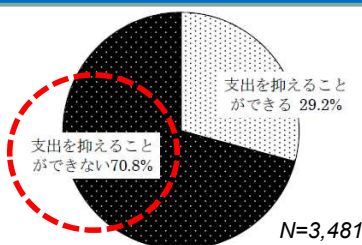
年金担保貸付事業の実施状況①

- 貸付の利用回数については、「初めて」の者が27.0%、「2回以上」の者が73.0%となっている。
- 貸付を完済した後に再度利用した理由については、「臨時の出費(冠婚葬祭、入院等)が重なってしまったから」と回答した者が32.1%と最も多く、次いで「年金収入だけでは生活費を賄うことができないから」が26.0%、「負債の返済や支払が滞ったから」が18.3%となっている。
- 年金担保貸付制度がないとした場合、「支出を抑えることができない」と回答した者は70.8%となっている。

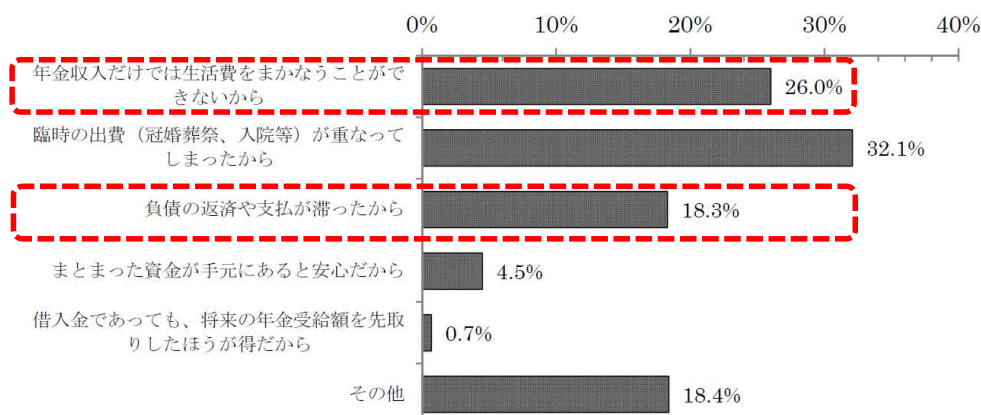
1. 利用回数



3. 年金担保貸付が廃止になった場合の対応



2. 年金担保貸付の完済後に再度利用した理由

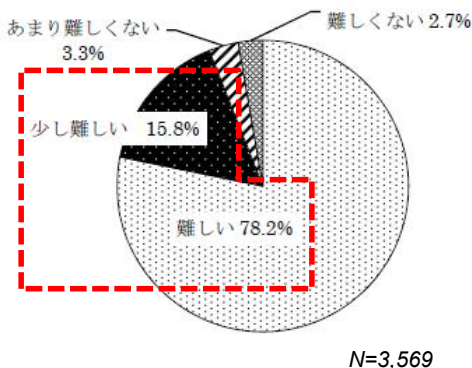


N=2,219

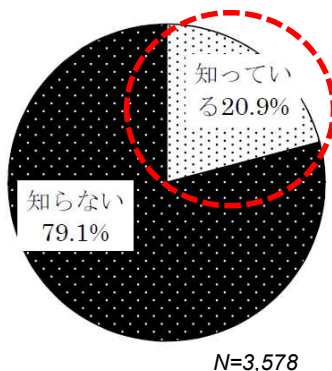
年金担保貸付事業の実施状況②

- 年金担保貸付制度が廃止になった場合に、一時的に必要な資金の借入先を見つけることが「難しい」と回答した者が78.2%となっており、「少し難しい」と回答した15.8%とあわせると、約9割を超える人が代わりの借入先を見つけることが難しいと回答している。
- 生活福祉資金貸付制度を「知っている」と回答した者は20.9%。生活福祉資金貸付制度の貸付対象要件に「該当する」と回答した者は43.7%となっている。

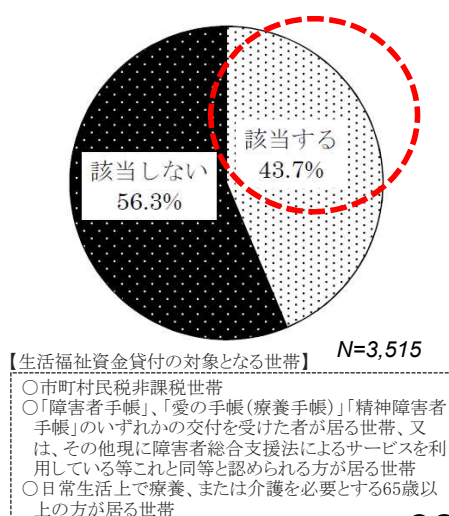
4. 年金担保貸付制度が廃止になった場合の借入先の確保



5. 生活福祉資金貸付制度の認知状況



6. 生活福祉資金貸付制度の対象世帯への該当状況



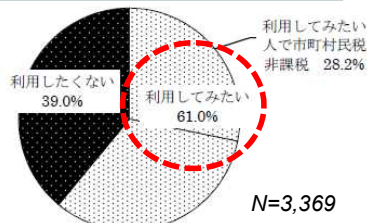
(出典)年金担保貸付に関するアンケート調査(平成28年独立行政法人福祉医療機構)

32

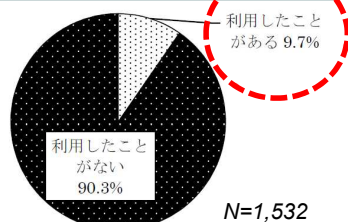
年金担保貸付事業の実施状況③

- 今後、必要となった場合に生活福祉資金を「利用してみたい」と回答した者は61.0%。そのうち市町村民税が非課税の者は28.2%となっている。
- 生活福祉資金貸付制度の対象世帯に「該当する」と回答した者(43.7%)のうち、生活福祉資金を「利用したことがある」と回答した者は9.7%となっている。
- 生活福祉資金を「利用したことがない」と回答した者(90.3%)の利用しなかった理由をみると、「公費(税金)を使った貸付制度ではなく、自分の年金による借入の方が良いから」が62.4%と最も多く、「社会福祉協議会への申込や民生委員への相談が大変だから」が25.8%となっている。

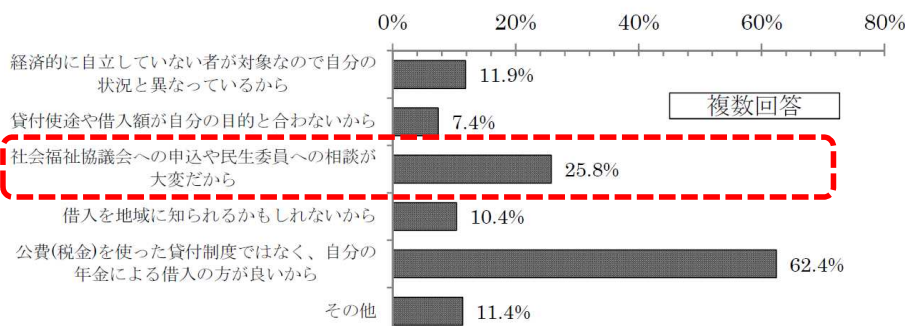
7. 生活福祉資金貸付制度の利用意向



8. 生活福祉資金貸付制度の利用経験



9. 生活福祉資金貸付制度を利用しなかった理由



(出典)年金担保貸付に関するアンケート調査(平成28年独立行政法人福祉医療機構)

33

特にご議論いただきたい点

1. 家計相談支援事業について

- 家計相談支援事業の必須化についてどう考えるか。

(検討の視点(例))

- 多重債務問題等、個々の世帯の家計を巡る状況をどう認識するか。
- 家計相談支援事業が持つ、家計面に関する専門性を持ったきめ細かな相談支援は、どの自治体でも必要なのではないか。
- 自立相談支援事業との関係をどのように考えるか。
例: 同一の実施者である場合、別々の実施者である場合
相談支援事業としての類似性、家計相談支援の専門性
- 家計相談支援事業の専門性をどのように確保していくか。また、小規模な自治体においても専門性が確保されるためにどのような工夫があるか。
例: 都道府県単位で管内自治体が家計相談支援事業を一体的に実施 等

- 生活保護受給者については、金銭を適切に管理できない者に対する金銭管理支援に加えて、家計相談支援が特に効果的な場合もあるのではないか。

(検討の視点(例))

- どのような生活保護世帯に対して家計相談支援を行うことが効果的か

34

特にご議論いただきたい点

2. 生活福祉資金貸付制度について

- 生活困窮者自立支援制度の側からは、使いやすい資金の貸付制度が必要であるという要請がある一方、生活福祉資金制度の側からは、償還の確保が必要であるという要請がある。この両者の要請を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度のあり方についてどのように考えるか。

(検討の視点(例))

- 貸付要件
- 貸付決定までの期間
- 手続、必要書類等
- 長期間の貸付者への支援のあり方
- 家計相談支援事業との連携

- 現在の生活福祉資金貸付制度では対応できないような当座の資金ニーズへの制度的対応の必要性についてどう考えるか。

(検討の視点(例))

- 多くの市区町村社会福祉協議会が独自の資金貸付を行う中、一律の制度によりニーズに沿った柔軟な対応が確保できるか。
- 現状、財源の確保を含めて自治体に対応が委ねられていることをどう考えるか。

- 年金担保貸付事業の廃止を踏まえ、現に年金担保貸付を繰り返し利用している等、これまでの貸付対象になっていた高齢者の家計をどのように支えていくか。

(検討の視点(例))

- 現行の生活福祉資金貸付の対象にはならないが、自立を支援する観点から何らかの貸付が必要となる者はいるか。
- 支出を抑えることができない等の課題を抱える者に対しては、貸付がなくとも家計を維持できるようにする観点から、家計相談支援事業における対応が必要ではないか。

35